

ひたちなか市議会文教福祉委員会

平成30年6月19日午前10時2分開議

議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第62号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出席委員 8名

文教福祉委員会 武藤 猛 委員長
大内 健寿 副委員長
清水 健司 委員
北原 祐二 委員
鈴木 道生 委員
山形 由美子 委員
加藤 恭子 委員
鈴木 一成 委員

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

福祉部 高田 晃一 福祉部長
鬼澤 哲也 国保年金課長
五島 三恵子 国保年金課長補佐
金子 敬志 国保年金課医療係長
石川 美穂子 技正兼健康推進課長兼那珂湊保健相談センター所長
小泉 美枝子 健康推進課副技正
中崎 陽子 健康推進課技佐兼係長（母子保健担当）
松本 智子 健康推進課技佐兼係長（健康づくり担当）

○事務局職員出席者

議会事務局 永 井 四十三 次長
益 子 太 主幹

文 教 福 祉 委 員 会

平成30年6月19日（火）

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時2分 開会

○武藤委員長 これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案1件です。

また、執行部から2件の所管事項の説明の申し出がありましたので、議案審査終了後に説明を受け、その後、議会報告会における文教福祉委員会の所管部分の質問等について協議したいと思えます。

それでは、議案第62号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。高田福祉部長。

○高田福祉部長 それでは、議案第62号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明をいたします。

平成30年3月26日付で、医療福祉費支給制度（マル福）を規定している茨城県の医療福祉対策実施要領が一部改正されまして、平成30年10月1日から小児マル福の対象年齢が拡大されることに基づきまして、本市におきましても、少子化対策と育児支援を推進するため、本条例を改正しようとするものでございます。

資料につきましては4ページをお願いします。新旧対照表でございます。

4ページの、まず上段のほうになりますが、第2条の定義におきまして、小児の対象年齢について規定されておりますが、これまでは第1項第2号において、出生日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる中学生までを対象としておりましたが、今回の改正によりまして、表の右側、新の下線部分にありますように、18歳まで、いわゆる高校生まで対象を拡大するものでございます。

同じページの今度は下のほうになりますが、第4条でございます。

第4条、医療福祉費の支給につきましては、これまでは外来、入院による診療において15歳までを対象として医療福祉費を支給しておりましたが、表の右側、新の下線にありますように、入院による診療に限っては対象を18歳まで拡大しようとするものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

6ページの下の方になりますが、第4条の2、控除額の支給につきましては、これは市の単独事業で行っている医療福祉費から控除した額、いわゆる自己負担金の支給につきまして、これまでは15歳までを対象としていた、1日300円の入院の自己負担金であります。その支給について表の右側、新の下線にありますように、その対象を18歳まで拡大しようとするものでございます。

その他の改正につきましては、法改正に伴う用語の変更、文言の整理を行おうとするものでございます。

なお、受給者数の増加の見込みにつきましては、16歳から18歳の人口5,212名に対

しまして、ひとり親家庭で既に受給している方や所得制限により対象とならない方などを差し引き、約4,000人の増を見込んでおります。

また、10月1日の施行に向けた今後のスケジュールにつきましては、9月の中旬には新たに対象となる方に、制度の改正の内容や申請の手続に関する案内文書を個別に送付しまして、申請をいただいた方に受給要件を確認の上、受給者証を交付していく予定としております。

加えまして、制度の開始に向けましては、9月発行の市報や市ホームページの掲載を行うなど、今後、丁寧な周知を行っていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。加藤委員。

○加藤委員 ご説明ありがとうございました。

入院の対象者、18歳まで拡大したということは理解できたんですけども、そのほかの文言の整理とかということでお話がありましたが、この改正になった新しいほうを見ますと、ところどころに「保険医療機関以外のその他の者」という文言があるんですが、これはどういうことを指すのか教えていただければと思います。

○武藤委員長 鬼澤国保年金課長。

○鬼澤国保年金課長 保険医療機関以外の者であります。こちらは、はり、きゅう、あんま、マッサージなどございまして、これまでも対象となっておりましたが、今回の条例に合わせまして明文化したということでございます。

○武藤委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。じゃ、これまでもあったけれども、書かれていなかった、それをきちんと記載したということで理解してよろしいですか。はい、わかりました。

今回は入院に関してということで18歳まで拡大されましたが、市民の皆様の要望としては、外来も18歳まで拡大してほしいという要望は強いのが現実です。市としても、これまでどおり引き続き、県への要望を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○武藤委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより、議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案審査を終了します。

次に、執行部より2件の説明の申し出がありましたので、所管事項説明に入ります。

最初に、「ひたちなか元気アップポイント事業」についてを執行部より説明願います。高田福祉部長。

○高田福祉部長 それでは最初に、「ひたちなか元気アップポイント事業」につきまして、私のほうから概略を説明させていただきます。その後、担当課長のほうからパンフレットに基づきまして、事業内容をご説明いたします。

この事業は、市民の方が健康診査やがん検診の受診や健康に関する保険事業に参加することで健康意識を高め、そして健康づくりの取り組みをみずからの意思で実践できるよう、働きかけることを目的として行っているところでございます。

対象者につきましては、ひたちなか市に住民登録のある18歳以上の方といたしまして、実施期間は来年の3月31日までとしております。

また、既に6月10日号の市報で、案内リーフレットとポイントのカードのほうを全戸に配布したところでございますが、今後とも、特定健診やがん検診の会場、さらにはときめき元気塾での配布など周知に努めていきたいと考えております。

それでは、担当課長のほうから説明させていただきます。

○武藤委員長 石川技正兼健康推進課長。

○石川技正兼健康推進課長 それでは、「ひたちなか元気アップポイント事業」について、資料に基づきましてご説明したいと思います。

お手元の、このブルーのリーフレットのほうをごらんください。

1ページあけていただきまして、「ひたちなか元気アップポイント事業に参加しよう！」というところなんですけれども、対象者は今、部長からも説明ありましたように、18歳以上の方ということで、高校卒業した方、それ以上の方を対象としております。

どういう流れでこの事業にチャレンジするかということで、資料に基づきましてご説明いたします。

まず、ステップ1なんですけれども、こちらでは「ポイントカードを手に入れよう」ということで、市報の折り込みで受け取っている方もいるかと思うんですが、そのほかには、市役所や保健センター、コミセン等公共施設に配布しております。また、健診会場等でも配布しまして、スタンプを押すというような形をとりたいと思います。また、様式については市のホームページからもダウンロードできるようになっております。

続いて、ステップ2なんですけれども、こちらでも健康診査を受診するというので、早速ポイントカードを持って健康診査を受けていただく。こちらはヤング健診とか特定健診、人間ドックとか職場の健診なども含みます。

さらに、ステップ3では、がん検診を受診するというので、40歳以上の方は二つ必須というような形で健康診断を幾つか受けていただくような形になります。この健康診断を受けるということで健康意識を高めるというところがありますので、健康診査を受けるということを必須としております。

続いて、ステップ4では、健康に関する事業ということで、いろいろな保健事業に参加していただいたり、それからステップ4では「チャレンジ自分」というこの三つの赤い丸の中に書いてあるんですけども、健康目標を自分なりに立てて3カ月以上取り組んだ方、例えば運動でしたり食事をテーマに取り組んだというところでポイントを付加します。

ステップ5では、100ポイントかあるいは200ポイントたまった時点で、獲得したら応募するというような形をとりたいと思っております。

右側の基本のチャレンジというところをごらんください。

こちらは、ポイント事業名とポイント数が記載されております。ポイントにつきましては右端にありますように、大体80ポイントから10ポイントになっております。

ポイント対象事業ですけど、上からいきますと、健康診査ということで特に若い方、39歳以下の若い方に健康診査を受けていただいて、健康意識を高めていただきたいという強い思いがありまして、若い方の健康診査に対するポイントを80ポイントというふうに高くしております。ヤング健康診査、あるいは職場や学校、これは大学とか専門学校という形になりますけれども、それから特定健診、あと、ことしセット健診という形で総合健診とがん検診の組み合わせたものが50点、人間ドックが50点というようなポイントになっております。

さらに、その下はがん検診というところで、がん検診については、子宮がんは20歳以上なんですけど、それ以外は40歳以上でしたり50歳以上ということで、年齢の高い方が対象になるんですけども、40歳以上の方については二つ必須でがん検診を受けていただくということで、20ポイントになります。

例えば、特定健診を受けていただくと50ポイントになります。それから、肺がん、大腸がん、胃がんというふうに20ポイントずつ受けていただきますと、合計60ポイント、50ポイントプラス60ポイントで110ポイントということで、しっかり検診を受けていただければ100ポイントになって応募できるような仕組みになっております。

そのほかに、健診の下の方にはいろいろな保健事業に参加していただくと、ポイントが付与されるようになっております。

下の方にはいきまして、例えばですけど、「いきいきと暮らすために！」という、ピンクの薄いところなんですけども、ここでは、例えばインフルエンザの予防接種を受けると10点とか、献血を受けると10点ということで、小さいこういう積み重ねでポイントをためていけるといいかなというふうに考えております。

あと、その下の「広げよう！地域の健康 健康推進活動」ということでは、市の健康づくりのリーダーと位置づけられている保推さん、食改さん、元気アップサポーターには10点付与するようにしております。

さらに、その下のボーナスチャレンジなんですけども、ここは「チャレンジ自分」ということで、例えば2週間以上定期的に30分以上歩くなど、自分の目標を決めて健康管理をした場合に50ポイント付与するというので、個人が努力して健康づくりに取り組んだ場合のポイントの配点を高くしております。

応募の際には、自己評価というところで、なかなかできなかったときにも、とりあえず取り組んだというところです。ここは甘く点数を差し上げようかなというふうに考えております。

それから、その下の初めて健診を受けた場合は10ポイント、あるいは健診を知り合いに勧めた場合も10ポイントということで、健診の受診率アップに貢献してくださった方にはポイントをアップしようというふうに考えております。

このように、健康診査をしっかり受ければ100ポイントはたまりますが、さらに200ポイントを目指すためには、保健事業に参加したり、自分チャレンジをしていただいてポイントをためていただいて、100ポイントないし200ポイントを獲得して応募していただくという形になります。

後ろのページを開いていただきまして、お知らせという欄なんですけども、応募締め切りには31年3月31日までとなっております。応募につきましては、平日はヘルス・ケア・センターや那珂湊保健相談センターへ応募していただいて、日曜日は国保年金課の窓口のほうに来所していただくという形になります。

応募の際には、持ち物としてポイントカードや身分を証明するもの、また健康診査の受診が確認できるもの等をお持ちいただいて、その場で参加賞を贈呈いたします。

抽選につきましては、来年度4月以降になります。抽選に当たりますと、100ポイントの方は1,000円のクオカード、それから200ポイントの方には5,000円のクオカードを贈呈する予定でおります。

次に、リーフレットに挟まっておりました元気アップポイントカードのほうごらんください。

こちらは、表面にお名前を書き添えていただきまして、「基本のチャレンジ」というところで、市の保健事業を受ける際にこのカードをお持ちいただいてスタンプを押していただきます。あるいは、市の事業以外ですと、応募する際に健診を受けたとか、自分チャレンジというところで証明するものをお持ちいただいて、スタンプを押すという形になります。

現在のところ、お二人の方が100ポイントに応募されておまして、参加賞は歯磨きセットを贈呈させていただいております。

説明は以上です。

○武藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑というよりも、いろんなことを教えてもらってください。清水（健）委員。

○清水（健）委員 ご説明ありがとうございます。今、参加賞というお話があったので、一応これ書いてあるんで間違いはないと思うんですが、歯磨きセット、これは応募したタイミングでその場でいただけるということの理解でよろしいですか。

○武藤委員長 石川技正兼健康推進課長。

○石川技正兼健康推進課長 はい、応募した段階で差し上げます。

○武藤委員長 清水（健）委員。

○清水（健）委員 あと、既に応募があったということで、滑り出しとしてはいいなというふうには思っているんですけど、これ通年で1年間応募期間があるということで、そうすると、

今応募された方はずっと待つことになるということの理解でよろしいですか。

○武藤委員長 石川技正兼健康推進課長。

○石川技正兼健康推進課長 はい、そうなります。来年の3月31日までが締め切りなので、クオカードについてはそうなります。

○武藤委員長 清水（健）委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。これ、スタートしたばかりなんでまだわからないとは思いますが、やってみてだとは思いますが、場合によっては半期で年2回に分けてみるとか、そういう工夫とかも、通しでやってみた上でご検討をしていただきながら、より参加者が応募して、長くあいちゃうと、その間がまたちょっとあれなんで、スパンをどういうふうに設定するかなども少し検討しながら、注視していただきながら事業を進めていただければありがたいなと思います。

以上です。

○武藤委員長 ほかにありますか。鈴木一成委員。

○鈴木（一）委員 せっかくいつも市でいい施策をやっているんですけども、いつも周知の仕方がなかなかはかばかしくないという、いろんな若いお母さんとか女性陣から聞くのでありますが、今回、この元気アップポイント事業、周知の仕方を何か工夫された点とかありましたら、お聞かせ願いたいんですが。

○武藤委員長 石川技正兼健康推進課長。

○石川技正兼健康推進課長 工夫した点といいますのは、やはり健康づくりリーダーとなっております食改さん、保推さんたちにもしっかりとみずからが参加することと、あと、地域の方々にPRしていただくということ、それからあと、ときめき元気塾などに通われている方にも周知するようにということで、人から人へしっかりと伝えていただくような方法をとっております。

○武藤委員長 鈴木（一）委員。

○鈴木（一）委員 7月2日に市長を初め、勝田駅とか佐和駅とかでやるじゃないですか、まちをきれいにしよう条例のキャンペーン。あのときに、こういうのを、別に白黒で構わないので、配ってはだめなんですかね、こういうのを配ったら。カラーはちょっともったいないので、もったいないというのは変ですけど、せっかくいい事業なので、湊駅、三つの駅でやるわけですから、こういうのを少し、グッズをつくるのはもう間に合わないでしょうから、こういうのを白黒のコピーでもいいですから、市民の皆さんに、でもあれか、駅から行くから、ああ、いいんですよね。だから、その方々にお渡しできるように、もしできるのであればお願いしたいとは思いますが。

○武藤委員長 要望でよろしいですか。

○鈴木（一）委員 はい。

○武藤委員長 ほかにありますか。北原委員。

○北原委員 ご説明ありがとうございます。この「元気アップポイント事業」、この健康診断

を受けて、健康意識を向上するということが一番最初に来るのかなと思っているんですが、このボーナスチャレンジのところ、自分チャレンジでいろんな設定をしながら行くんですけども、最終的にはこれは自分チャレンジなんですけれども、自己評価として何か、途中途中というような進捗状況じゃないですけども、結果みたいなそういうものというのは何か確認することはあるんですか。

○武藤委員長 石川技正兼健康推進課長。

○石川技正兼健康推進課長 このポイントカードのほうの右側になりますボーナスチャレンジのところなんですけども、ここにチャレンジ自分のところ、目標を例えば3カ月以上、週に2回歩くというような目標を書いていただいて、その下に自己評価というところがあるんですが、ここに「できた」とか、「ほぼできた」「難しかった」「できなかった」というのを自己評価しながら、その目標を達成したんだけど、どうだったかというところを、応募があったときにお聞きするんですけども、できた方にしても、うまくできなかった方にしても、次につながるように継続するよというよいうな形でお話をして、次につなげたいというふうに考えております。

○武藤委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。こうしたところで、途中途中ではないんですけど、これから始める事業なので、いろいろなことはこれから見ていくようなのかなと思いますけども、そうした健康意識のところ、途中途中、評価というか、促せるような何かそういうものもひとつありながら、若い方々が受診できるような何かそういう施策というののもちょっと考えてもよいのかなと思ひまして、本当にすごい事業だと思いますので、よろしく願いいたします。

○武藤委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 運動のところなんですけど、健康づくり歩く会が各地区も大分一回了したよいうな感じで、私も先日参加させていただいたんですよ。その場合は20ポイントいただけるわけなんですけど、それは元気アップサポーターの方に何か証明書か何かもらっていただくよいうな形になるんですか、参加したあかしというのは。

○武藤委員長 石川技正兼健康推進課長。

○石川技正兼健康推進課長 健康づくり参加、ありがとうございます。本来でしたらば、そこに職員も出ておりましたので、スタンプを押してさしあげられればよかったんですけど、今回はまだしっかり周知が進んでおりませんでしたので、今回については応募のときに、歩く会に参加したということをおっしゃっていただければスタンプを押すよいうな形にしたいと思います。

また、来年度からは、スタンプカードをお持ちいただいて参加していただくとか、あるいは歩く会に職員がスタンプカードをお持ちするよいうな形で進めていきたいと考えております。

○武藤委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。まだ始まったばかりなので大変ですけど、そういうこれからいろんなイベントがあると思うんですけど、そういったことでPR、告知をしていっ

て、ポイントが集まるようによろしくお願いします。

○武藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、子育て支援アプリ「ひなっこ」についてを、執行部より説明願います。高田福祉部長。

○高田福祉部長 それでは、続きまして、子育て支援アプリ「ひなっこ」の配信についてご説明いたします。

ひたちなか市の子どもと鳥のひなをもじって、「ひなっこ」と命名したところでございますが、この事業につきましては、乳幼児を持つ保護者世代に子育てに役立つ情報の提供、また複雑化する予防接種のスケジュール管理などを行うスマートフォン用アプリを導入いたしまして、育児に対する不安感や負担感を解消して、安心して子育てができる体制の整備をすることを目的といたしまして、6月1日から運用を始めたところでございます。

それでは、担当課長のほうから説明をいたします。

○武藤委員長 石川技正兼健康推進課長。

○石川技正兼健康推進課長 このピンクのリーフレット「ひなっこ」のほうをごらんください。

対象者は、主に妊娠期から、そして子育て期の保護者になりますけれども、さらに父親や離れて住む家族、おじいちゃん、おばあちゃんなどにも利用していただければというふうに考えております。

この子育てアプリの特徴としましては、まず1番に、このリーフレットの中でも母子手帳アプリということで丸が三つありますが、左側から予防接種というところなんですけれども、予防接種につきましては、1歳未満で受ける予防接種が定期接種だけで13回ということで大変煩雑になっておりますので、この予防接種種のスケジュール管理、そしてそれを通知するということを一番の特徴としております。

接種できるワクチンを、最適な接種期間として自動で計算しまして、アプリのほうで表示します。そして、接種日が近づくと、事前にお知らせをしてくれる機能がついております。

次に、成長の記録なんですけれども、身長、体重のグラフやあるいは写真、そういうもので成長の記録がわかりまして、そしてそれを家族で共有できるという特徴があります。

それから、三つ目としまして、市からの子育て情報を配信ということで、ひたちなか市の子育て支援サイト「スマイル・スマイル」のリンクですとか、あるいは妊娠、出産、子育てに関する市のお知らせやイベント情報なども受け取ることができるという特徴があります。

そのほかには、妊娠中から子育て期の情報としまして、例えばですけど、赤ちゃんのお風呂の入れ方とか、離乳食の作り方なども動画で提供することができております。

また、外国語の対応もできまして、10カ国語で対応できるということで、大変外国人が最近ふえておりますので、そういう点で便利と考えております。

利用料金は、利用者のほうの負担は無料になります。

登録につきましては、この下のところにありますように、アプリを検索するか、QRコード

からダウンロードしていただきまして、プロフィールとか、まずお住まいの地域の郵便番号を登録していただくようになります。

次に、お子さんのニックネームとか誕生日、あるいは妊娠中であれば、お腹の赤ちゃんのニックネームや出産予定日などの情報を登録して、利用していただくようになります。

現在、6月1日から運用を始めまして、248件の登録があります。

以上です。

○武藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。清水（健）委員。

○清水（健）委員 子育てアプリがスタートしたということで、この効果のほどもすごく期待をして見守っているところなんですけど、家族間の共有という部分で、一応確認をさせていただきたいのは、ご夫婦、あとはそれぞれにご両親がいたりすると複数名になると思うんですけど、共有できる人数とか、そういったものというのは制限があるんでしょうか。

○武藤委員長 石川技正兼健康推進課長。

○石川技正兼健康推進課長 制限はございません。ただ、その承認というところがあるので、例えば普通はよく写真撮られたり、入力するのはお子さんのお母さんだと思うんですけど、その方が例えばですけど、義理のお母さんを承認するような形にならないと、一方的には共有できないというところはあります。

○武藤委員長 清水（健）委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。きっと今、孫育とかということで、おじいちゃん、おばあちゃんも子育てに積極的に参加されているケースが多いと思うので、非常にそういったところにもつながるのかなというふうに期待をしている部分はございます。

今、承認という話が出たので、これちょっとあまり考えたくない話なんですけども、逆に、残念ながら、例えば離婚の件数とか、そういった部分で離れ離れになったときに、やはり子どもの成長というのは見守りたいわけなんですけども、これを例えばお母さんが主導権を握っているとして、例えばそこを強制的に退会させるようなものができるのかとか、例えばDVとか、そういういろんなことを考えると、一回承認したらそれでもうおしまいなのかということもあって、心配する部分もありますので、これちょっと質問ではないんですが、配慮しなきゃいけないケースが出てきたときにどうするのかというのも検討課題かなというふうには考えております。

以上です。

○武藤委員長 ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、所管事項説明を終了します。

暫時休憩します。執行部は退席されて結構です。

（執行部退席）

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○武藤委員長 それでは、再開いたします。

次に、議会報告会における文教福祉委員会の所管部分の質問等について協議をしたいと思
います。

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時46分 再開

○武藤委員長 再開します。

どなたかございますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 まず、A班のほうの元気アップポイントについては、（1）（2）（3）
とも元気アップポイントについての説明ですので、これを一つにまとめて、元気アップポイン
トについての回答という形で掲載でよろしいのではないのでしょうか。

○武藤委員長 まず、1項目めの元気アップポイントについてというのは、今、三つある中を
まとめて一つとして掲載していいんじゃないかということですが、委員の皆さんのご意見をい
ただきたいと思ます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 ありがとうございます。それではそのようにしたいと思います。

それと次に、2問目でございますが、2問目に関してはどのようにいたしましょう。大内
（健）委員。

○大内（健）委員 一応、（4）の市民の健康について、質問と回答がありますので、こちら
を掲載すればよろしいのかなと思ます。

○武藤委員長 2問目につきましては、（4）の市民の健康についてというのを、これを二つ
目として載せていいんじゃないかということですが、委員の皆さんのご意見をいただきたいと
思ます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 ありがとうございます。

それでは、2問目として、市民の健康についてということで載せていきたいなというふう
に思ます。

最後にちょっとまとめます。

文教福祉委員会の所管部門の質問として、元気アップポイントについて（1）から（3）に
ついてまとめて1問。それと、市民の健康についてということで、2問目として掲載のほうを
依頼するというのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 それでは、以上で議会報告会における文教福祉委員会の所管部分の質問等につ

いてを終了します。

次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんから何かご意見などありますか。山形委員。

○山形委員 この新しく文教福祉委員会になってからまだやっていないので、小中一貫校についてちょっと今どういう状況になっているかということを知りたいなというふうに思います。

この前、どういう、設計の段階でこんなふうになっていますという提示はあったんですけども、実際、学区というか、6・3にするのか、4・3・2にするのかとか、これから今後、全体的に小中一貫校にして、どんなふうを考えていくのかとか、何かそういう詳細をお伺いしたいなと思いますけれども。

○武藤委員長 ほかにございますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 小中一貫校の建設場所もまだ文教福祉委員会としては、現地のほうもまだ見ていませんので、そういったのも含めて小中一貫校に対して、所管事務調査してもよろしいのかなと思っています。

○武藤委員長 ほかにございますか。

ただいま山形委員、大内（健）委員から小中一貫校について、大内（健）さんのほうからは現地調査も含めてという形でお話がありました。内容的には、この内容で所管事務調査を行ってもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 ありがとうございます。それでは、小中一貫校、現地調査を含めて調査のほうをしたいというふうに思います。

それでは、ちょっと日程のほうを決めたいと思うのですが、日程は皆さんの意見聞いてもなかなか決まらないものですから、8月9日、7月が特別委員会の調査、あと議運の調査が入っておりますので、ちょっと7月開催が難しいというのがございまして、8月9日で実施したいと思いますが、皆さんのご予定いかがですか。ご予定といっても、議会を優先していただきたいと思いますが。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 異議ないようですので、日にちについては8月9日ですね。時間等、ちょっとまた後で連絡のほうはしたいと思います。

案件については、小中一貫校について、現地調査を含むということでやっていきたいというふうに思います。それでは、よろしくお願ひします。詳細中身は正副一任にいただきたいというふうに思います。

以上で、閉会中の所管事務調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申し出書案を配付します。

（資料配付）

○武藤委員長 それでは、閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。
益子主幹。

○益子主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書案についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○武藤委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議ありませんので、この案を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 ないようですので、それでは、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、文教福祉委員会を閉会します。

午前10時54分 閉会